

フリースクール等民間施設 (FS) を利用している方は 補助金を受けることができます【FS用】

1 どんな補助金？

- ・FSを利用した月の利用料の半額を補助します(上限1万円)。
ただし、入会金や体験活動に係る費用、交通費などは含まれません。
- ・保護者、お子さんとともに、教育支援センターの公認心理師(カウンセラー)と面談を受けていただくことができます。
(スクラム面談)

2 対象は？

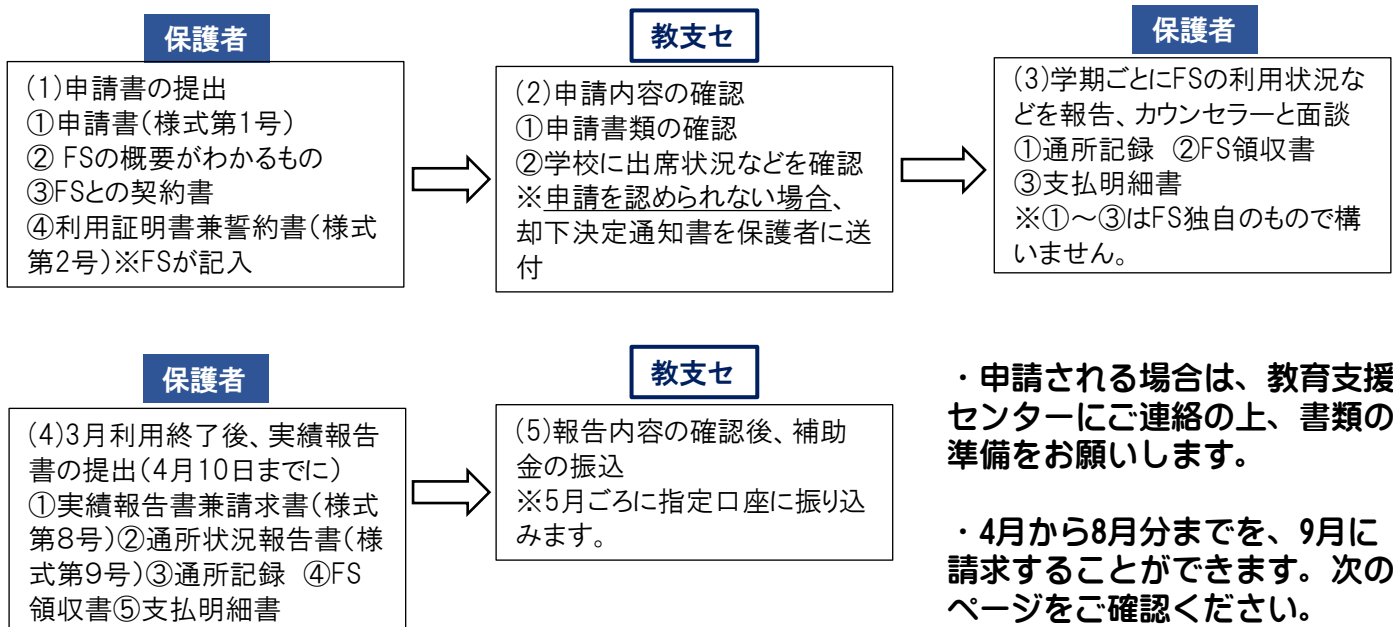
- 次の全ての要件に該当する小中学生の保護者(市内在住者に限る。)です。
- ・市内に在住している。
 - ・FSを利用する日の前1か月以内に、在籍する学級での活動に7日以上参加していない。
 - ・在籍校の校長からFSの利用を学校への出席として認められている。

3 スクラム面談って？

- ・カウンセラーと面談を受けていただくことができます。
- ・お子さんとの面談は、遊びなどを通して日ごろ思っていることなどをカウンセラーと話したりします。原則、月に1回です。
ただし、他の医療機関や学校のスクールカウンセラーと面談を受けている場合は、この限りではありません。
- ・保護者は学期に1回、通所状況等を報告していただきます。
1学期分は8月31日まで、2学期分は1月31日まで、3学期分は3月31日までに面談を受けていただきます。
- ・面談場所は、教育支援センターです。
- ・保護者が教育支援センターに電話をして、面談の予約をしてください。

4 具体的な申請の流れは？

※申請書を教育支援センターに提出していただいた月から補助対象になります。



・申請される場合は、教育支援センターにご連絡の上、書類の準備をお願いします。

・4月から8月分までを、9月に請求することができます。次のページをご確認ください。

フリースクール等民間施設の方へのお願い

(1)保護者が補助金を申請する際に、以下の①～③が必要になります。

①契約書、②FSの概要がわかるもの(パンフレットなど)、③「大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付に係る利用証明書兼誓約書(様式第2号)」

※③は、フリースクール等民間施設の担当者が記入くださいますようお願いいたします。

(2)毎月、利用料の内訳がわかるものを保護者にお渡しください。市の様式を利用していただいても構いません。

(3)「通所記録」は、保護者とフリースクール等民間施設と学校・教育委員会が、子どもの状況を共有するために活用します。内容を確認していただき、押印をお願いします。保護者が学校・教育支援センターに提出されます。

※フリースクール等民間施設独自のものを利用していただいても構いません(利用日・活動内容がわかるもの)。

ただし、教育支援センターには紙媒体で提出できるようお願いします。

事前請求について

令和8年度より、4月から8月分の利用について、9月に請求することができるようになりました。

その際、以下の書類が必要になります。③～⑤は、4月から8月分です。

①様式第9号 ②様式第10号 ③通所記録 ④FS領収書 ⑤支払明細書

※保護者が9月中に書類を提出できるよう、フリースクール等民間施設の方もご協力をお願いします。

補助金に関するQ&A ※必要な手続きは保護者に行っていただきます。

1 Q:2つのフリースクールに通っていますが、両方が補助の対象になりますか。

A:上限1万円で補助の対象になります。

2 Q:兄弟姉妹がフリースクール等民間施設を利用しています。その場合はどうなりますか。

A:児童生徒1人ずつに補助します。申請書等は1人分ずつ作成していただくことになります。

3 Q:私立学校・国立学校に在籍していますが、補助を受けることはできますか。

A:大津市に住所があれば、申請していただけます。

4 Q:利用するフリースクール等民間施設を変更したり、追加したりした場合はどうしたらいいですか。

A:教育支援センターにご連絡ください。「変更承認申請書(様式第6号)」を提出していただきます。

その際、新しく利用することになったフリースクール等民間施設の概要がわかるものと契約書、様式第2号も提出していただきます。

5 Q:フリースクール等民間施設を利用するのをやめた場合はどうしたらいいですか。

A:教育支援センターにご連絡ください。「変更承認申請書(様式第6号)」を提出していただきます。

6 Q:フリースクール等民間施設に全く行けていませんが、学期ごとの報告(面談)は必要ですか。

A:お子さんの様子を聞かせていただき、今後の支援を一緒に考えるためにも、来所をお願いします。

お問い合わせ先
大津市教育支援センター
電話:077-527-5525